

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：34件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理建屋セメントフロア室外照明（西側壁面）に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	復水脱塩装置廃液収集タンク行廃液空気駆動弁の弁駆動用電磁弁にエアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
3	2号機	第4給水加熱器（B）ドレンレベル調節弁のポジショナパイロットリレーインナーバルブのシート部に不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	不活性ガス系原子炉格納容器間差圧検出配管サポート部溶接箇所（1箇所）にはがれが認められたため、対応検討	D	
5	2号機	主蒸気隔離弁室監視用TVモニタ点検において、電源が入らないことが認められたため、当該モニタを修理	D	
6	2号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（熱交換器肉厚測定検査）の安全管理審査において、検査成績書に記入漏れ（詳細位置の記載）が認められたため、対応検討	C	
7	2号機	原子炉給水ポンプバイパス電動駆動弁に動作不良（全閉不良）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
8	2号機	主タービンランドシール蒸気系蒸化器室換気空調系排気ファン出口ダンパに動作不良（駆動モータ不良）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
9	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（5）送風機（A・B）点検において、Vベルト用プリー溝（電動機側）に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
10	3号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（B）入口流量調整弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	3号機	エリア放射線モニタに「タービン建屋放射能高（35：復水脱塩装置再生室）」の警報発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
12	3号機	取水設備バー回転式スクリーン（G）用電動機手動ハンドル取付軸に曲がりがあるため、当該軸を点検・修理	D	
13	4号機	定期事業者検査（監視機能健全性確認検査）において、検査要領書に誤記（検査手順）が認められたため、対応検討	D	
14	4号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器入口導電率検出器点検において、サンプリング検出元弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	4号機	主復水器（B）内部構造物タービンバイパス蒸気エネルギーダンパ溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
16	4号機	気水分離器等貯蔵プールゲートにリークが認められたため、当該部を点検・修理	C	
17	4号機	気体廃棄物処理系排ガス除湿冷却器入口圧力変換器点検において、ループ精度外れが認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
18	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）駆動用ディーゼル機関排気管点検において、屋上貫通部カバーに腐食が認められたため、当該カバーを交換	D	
19	4号機	低圧復水ポンプ（A・B・C）バランス配管逃し弁及び高圧復水ポンプ（A・B・C）入口逃し弁点検において、弁部品に摩耗が認められたため、当該部品を交換	C	6月23日再審議にて グレード変更 D → C
20	4号機	低圧復水ポンプ（A）出口逆止弁点検において、弁箱及び弁蓋ガasket面に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
21	4号機	低圧復水ポンプエリア換気空調系局所空調機冷却水入口配管ドレン弁に動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	4号機	低圧タービン（A）ロータ16段（G側）目視検査において、タイワイヤースリーブ銀ロー溶接部に剥離が認められたため、当該部を修理	D	
23	4号機	屋外放水口周り現場パトロールにおいて、協力企業員がエリア区画の補強用単管パイプに接触し、顔面を負傷したため、対応検討	B	
24	4号機	原子炉建屋スチームドレンタンク移送ポンプ入口配管の詰まりと思われるポンプ移送不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
25	4号機	制御棒駆動水ポンプ（B）ミニマムフロー弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
26	4号機	廃棄物処理系濃縮器電導度ラックサンプリングクーラ冷却水フローグラスにひび割れが認められたため、当該フローグラスを点検・修理	D	
27	5号機	保管中の社給品（原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）シャフトスリーブオリング）の紛失が認められたため、対応検討	C	
28	5号機	原子炉格納容器圧力抑制室内点検作業において、異物（テープ片等4個）の発見が認められたため、回収を実施	A	5月19日公表済 PDF124KB
29	5号機	所内ボイラ保管用窒素ガス封入ライン安全弁及び圧力調整弁のねじ込み部にリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
30	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）室スチームドレンサンプポンプのサンプリングラインエルボ部にリーク（1滴/数分程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
31	6号機	超高圧開閉所東側道路に陥没（1箇所）が認められたため、当該道路を点検・修理	C	
32	6号機	事故後サンプリング制御盤用排気ファンに異音が認められたため、当該排気ファンを点検・修理	D	
33	集中環境施設	プロセス建屋2階濃縮洗濯廃液給液ポンプ室換気空調系排気ライン接続ダクトに腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
34	集中環境施設	濃縮廃液ペレット固化装置ペレット輸送設備制御盤（A）警報表示確認用押ボタンの不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで